

児童虐待防止対策の推進

目的

妊娠期から乳幼児期までの継続的な母子への支援を行う市町村の子育て世代包括支援センター等と福祉との連携強化による、地域での見守り体制の構築を支援することで、子どもたちの命の安全・安心を守る。

事業概要

- 妊娠期から子育て期までの、切れ目のない総合的な支援体制の構築に向け、市町村による子育て世代包括支援センターの設置を支援する。
- 児童虐待防止対策コーディネーターと主任児童委員等が連携した、市町村による子どもたちの命の安全・安心を守る体制整備を支援する。

目指す姿

センター等において、妊産婦等の状況を早期に把握し、リスクのあるケースを関係する支援機関が連携のうえ継続的な支援を行うことで、児童虐待等の未然防止へとつなげる。

「地域子ども・子育て支援事業費補助金」23,789千円

事業内容 : 子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業（利用者支援事業「母子保健型」）に取り組む市町村を支援する。
（子育て世代包括支援センターの設置）

交付先 : 市町村
交付率 : 1/3以内（国1/3、県1/3、市町村1/3）

「子どもの見守り体制推進交付金」の創設 22,000千円

事業内容 : 保健と福祉等が連携した地域での見守り体制の整備に取り組む市町村に交付金を交付する。

交付先 : 市町村
交付率 : 定額 2,000千円
交付要件 : ① 児童虐待防止対策コーディネーターの配置
② 児童虐待防止に向けた市町村における連携体制の構築
③ 主任児童委員等を活用した地域での見守り体制の構築



妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援体制の構築！

